

IFRS適用時における 財管一致の施策

山田和延

アクセンチュア株式会社
経営コンサルティング本部
財務・経営管理グループシニア・マネジャー
公認会計士

対応後に取り組むことが多い経営管理項目のうち、基準検討の段階から考慮しておいたほうがよいと思われる管理会計と財務会計の整合性、すなわち財管一致について解説する。

財管一致とは

財管一致あるいは制管一致とは、財務会計（制度会計と同意）と管理会計の数値を一致させることを言う。また、一致させていなくとも、その差異を明確にすることも含めて財管一致ということもある。そもそもなぜ、財務会計と管理会計に違いが発生するのであろうか。すでに読者の多くが認識していることであるとは思われるが、これは財務会計と管理会計の目的が異なることを原因としている。財務会計は企業の状況を外部に開示し、利害を調整する目的がある。一方、管理会計は社内で行われ、会社が重点的に管理する項目をより明確にする目的で利用される。このような目的の違いにより、財務会計と管理会計の数値には違いが発生することになる。しかし、財務会計である国際会計

基準には経営者の視点が多く入っており、いまままでより、管理会計との違いを生む要因が少なくなってきた。たとえば、セグメント情報開示における事業区分などの考え方として採用されているマネージメントアプローチなどは、財務会計に管理会計の概念をそのまま取り入れている例であろう。しかし、会社の事情にもよるが、そもそも作成の目的自体が異なるため、両者を完全に同一とすることは難しいことも多い。

本来的には、事実をそのまま表す会計で、財務と管理で異なる結果となることは違和感を覚えるであろう。したがって、一致はしないにせよ、少なくとも目的が違うがゆえにどのような差異が発生しているのかは説明できるようにしておくことは必要である。

財管一致の方法

それでは、財管一致を達成するためにどのようなことを考慮する必要があるのだろうか。これには、図に示したように勘定体系、処理内容など、基礎となる枠組みを財務会計と管理会計で

はじめに

二〇〇九年六月に金融庁から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」以下、中間報告）によって、我が国における国際会計基準のアドプションへ向けた取り組みが活発となってきた。この中間報告によると、一定の条件を満たす上場会社では、二〇一〇年三月期より国際会計基準で連結財務諸表を作成することが可能となる。また、二〇一五年ある

いは二〇一六年には、国際会計基準によって連結財務諸表を公表することが上場会社には義務付けられる予定だ。すでに国際会計基準適用に向けた取り組みに着手し、国際会計基準の影響分析、それに伴う会計方針の検討や文書化を実施している会社も多いと思われる。一方、制度対応の後には国際会計基準適用下の予算や内部統制等を含む経営管理に目を向けていく必要がある。本稿では、これら国際会計基準の制度

●財管一致の代表的な施策

不一致の内容	財管一致のための対応
1 勘定体系の相違	管理単位の大きいほうが小さいほうを包含できるように定義する。
2 管理単位(ビジネスユニット)の相違	管理単位の大きいほうが小さいほうを包含できるように定義する。特に相違が生じやすい、全社共通組織については、制度会計を管理会計にあわせる方向で検討する。
3 制度会計と管理会計で異なるシステムを利用しており、結果が異なる。	できる限り同一システムを利用する。分離せざるを得ない場合でも、処理内容は同一とする。
4 連結処理の厳密性の相違(管理会計は自動処理が多く、処理内容も簡易)	財務会計の厳密性を確認し、できるだけ制度と管理で同じ処理とするが、不一致がやむを得ないこともある。この場合は差異原因を明確にする。
5 連結範囲の相違(管理会計の連結範囲は重要な子会社のみ)	連結範囲は同一とする。
6 決算期が異なるグループ会社の扱いの相違	制度会計と管理会計で異なる場合は、仮決算などをして同一とする。
7 外貨換算レートの相違(管理会計は予算固定レート 制度会計は平均・期末日レートなど)	制度と一致させた上で、換算差異に係る分析ができるようにしておく。

制度会計と管理会計の数値が異なる場合は、両者の報告タイミングが同一となる四半期等で、差異原因を明らかにした上で、数値を一致させておく。
出所：アクセンチュア

会計の課題として扱われてきたテーマ

まとめ

財管一致は従来から制度会計と管理会計の課題として扱われてきたテーマ

また、これにともない、決算早期化なども合わせて考えておきたい。

一方、親会社と決算期の異なる会社について、財務会計と管理会計で扱いを別

そろえておくことが重要となる。たとえば、財務と管理の勘定科目は同一である必要はないが、管理単位の大きい勘定が小さい勘定を包含できるようにしておく必要がある。包含できない場合は、必要に応じて勘定科目を分離するなどして、財務会計と管理会計の対応がとれるようにしておく。これは管理単位(ビジネスユニット)についても同様だ。一方、制度と管理で情報システムを分けている場合は、できる限り同一システムとし、システム内の処理内容も同じにしておきたい。処理内容を同一

とすることができない場合は、たとえば会社間取引の相殺消去でどの程度の差異が発生したかなど、処理の原因別に発生した差異が明確になるようにしておくなければならない。さらに、連結範囲について管理会計上は重要な会社に限

しい。ちなみに国際会計基準では、すべての子会社を連結しなければならないのが原則である。しかし、すでに国際会計基準を採用している欧州会社の事例などをみると、重要性が非常に低い会社は連結をしないようである。検討に当たってはこの点も考慮し、財務と管理の連結範囲は同一とっておきたい。

である。しかし、多くの場合、財務会計と管理会計の枠組みが統一されておらず、財管一致を達成しようにも多くの困難を伴い、時間ばかりを費やしていたことが多かったように思える。一方、管理会計の枠組みという点では、日本の会社については日本の会計基準をベースに管理されていたが、海外については枠外あるいは別部署の扱いで、統一された管理がされていなかったことも事実である。今回の国際会計基準の導入は、日本だけでなく世界の多くの会社がこの会計基準に従って財務諸表を作成するため、海外を含めたグループ経営のプラットフォームが整うことになる。真のグローバル経営を目指すためには、この機会に国際会計基準を考慮した管理会計の枠組みが必要となる。